

豊明市非木造住宅耐震改修費補助事業（戸建）のお知らせ

豊明市では、「豊明市非木造住宅耐震改修費補助事業」を実施しています。

この事業は、旧基準（昭和56年5月31日以前に着工された住宅や建築物）のうち、下記補助対象の住宅や建築物の耐震改修工事を行う方に対し、その工事に要する費用の一部を補助する制度です。

§ 「豊明市非木造住宅耐震改修費補助事業」の概要

- 1 補助を受けることができる住宅は、次のいずれかに該当する旧基準住宅です。
 ※戸建、併用住宅（主たる用途が住宅であれば可）
 - （ア） 3階建の木造住宅や2階建以下のツーバイフォーの木造住宅で耐震診断の結果、 I_w 値（木造の構造耐震指標値）が1.0未満であること。
 - （イ） 鉄骨造、鉄筋コンクリート造および鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅で、 I_s 値（構造耐震指標値）の場合0.6未満若しくは q 値（水平保有耐力に係る指標値）の場合1.0未満であること。
 - コンクリート造および鉄骨鉄筋コンクリート造の耐震診断は、2次診断法または3次診断法とする。
- 2 補助を受けることができる工事は、次のいずれかに該当する耐震改修工事です。
 - （ア） 3階建木造住宅や2階建て以下のツーバイフォーの木造住宅の場合、 I_w 値を1.0未満より1.0以上とする耐震改修工事で、第三者機関による耐震改修計画評価を受けていること。
 - （イ） 鉄骨造、鉄筋コンクリート造および鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅で I_s 値の場合は0.6未満より0.6以上、 q 値の場合は1.0未満より1.0以上とする耐震改修工事で、第三者機関による耐震改修計画評価を受けていること。
 ※ どのような補強をした場合に対象となるかなど、細かな点はお問い合わせいただければ回答させていただきます。
- 3 補助金の額は、1戸あたり最大100万円を限度とします。
 （工事費【耐震改修計画評価費用含む】上限額90万円と設計・監理費上限額10万円の合計額）
 ただし、リフォーム工事などと一緒にする場合における、耐震改修に関連の無いもしくは範囲外の工事に要する費用は除きます。
- 4 申請方法は、次の①および②に必要な書類を添付して、都市計画課の窓口へ直接持参してください。
 - ① 事業計画書（補助申請を行うことが適当な場合は、適用通知書を発行します。）
申請期間：4/1～10/31(令和3年度は10/29(金)まで)
 - ② 適用通知書を受け取ったのちに補助金交付申請を行います。
申請期間：4/15～11/15

工事契約・着手後の申請はできません。
 また、工事完了時には、完了実績報告書の申請が必要です。
- 5 予算の範囲内で受付けを行いますので、申請前に予算の有無についてご確認ください。
- 6 耐震改修工事を行った場合、所得税の税額控除、固定資産税の減額措置、地震保険の割引がされる場合があります。（所得税については確定申告時、固定資産税については工事完了日から3か月以内に手続きが必要となります。工事完了後、速やかに提出してください。申請に必要な証明書を発行します。）

